

# 高山市地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書

高山市公共交通活性化協議会

本仕様書は、高山市公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）が実施する高山市地域公共交通計画策定調査業務委託について、必要な事項を定める。

## 1. 委託業務名

高山市地域公共交通計画策定調査業務（以下、「本業務」という。）

## 2. 目的

高山市では、旧市町村単位でのバス運行における地域間格差を解消するため、平成 22 年 3 月に高山市地域公共交通総合連携計画を策定し、これをもとに、地域公共交通体の再編を行った。その後も令和 2 年 3 月に公共交通網形成計画の策定を行い、生活に必要な最低限の移動手段として通勤、通学、通院、買物の足の確保に務めてきた。

この間、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が 2 度に渡り改正され、地方公共団体は「地域公共交通計画」を策定し、地域の輸送資源を総動員した持続可能な地域公共交通を主体的に実現することが求められているようになってきている。また、公共交通網形成計画の計画期間が令和 6 年度に終了する。

特に高山地域においては、平成 25 年度からの本格運行以降大きな改正を行っていないため、詳細な調査・分析の実施により、効率的かつ利便性の高い運行体系となるよう見直しの検討を進める必要がある。

以上を踏まえ、現状を適切に把握し、将来を見据えたうえで、高山市に最適な公共交通をリデザインするため、高山市地域公共交通計画（以下、地域公共交通計画）を策定することを目的として実施する。対象とする輸送資源は、バスに限らず、タクシーや鉄道、スクールバスや福祉輸送等、その他の輸送資源を一体として検討すること。

なお、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は令和 5 年度に再度改正することが予定されている。よって地域公共交通計画は、令和 5 年度に改正される法律に基づき策定するものとする。

## 3. 対象地域

高山市全域

## 4. 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）までとする。

## 5. 業務内容

本計画の策定にあたり、本市の地域特性や市域内における公共交通や移動手段の現状、需

要を分析し、今後の課題を整理するとともに、解決策の立案、目標値の設定、管理方法などについて、専門的な分析や評価手法による調査を行なうことを基本とする。

#### (1) 計画策定に向けた各種調査

##### ①高山市を取り巻く環境把握（基礎調査）

地勢、施設立地や人口分布、将来人口の推計、公共交通の整備状況など地域公共交通の検討に必要な基礎情報を収集・整理する。

##### ②公共交通網形成計画の評価

公共交通網形成計画に記載された事業について計画期間中の年度毎の取り組みを収集し、その成果を整理する。

##### ③上位計画・関連計画の整理

都市計画、都市計画法第 18 条の 2 の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律第 9 条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の 2 の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第 25 条の移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

本計画を策定する上で反映すべき上位計画（第八次総合計画、都市基本計画、総合戦略）及び関連計画（福祉、観光、地域づくり等）の内容を整理し他計画との整合性を図る。

併せて関連法令、岐阜県の計画についても内容を確認し、国・岐阜県の方針等とも整合性をとるものとする。

##### ④市民の移動実態調査

市民の移動実態を把握するため、市民を対象にした移動実態調査を実施する。移動実態調査の規模は市内 4,000 世帯を想定しており、主な分析内容は以下の通りとする。

###### ・属性の分析

性別、年代、運転免許保有の有無、自動車保有の有無、交通不便者の割合を集計する。

###### ・移動実態調査

交通不便者と非交通不便者に分けて下記を明らかにする。また、GIS 等を用いて、地図上に表示するなど可能な限り視覚的にわかりやすいものを作成すること。

・地区間移動の実態、属性別地区間移動の実態、目的別地区間移動の実態

・移動手段、属性別移動手段、目的別移動手段

・主な地区間移動の移動手段別所要時間

・移動時間帯、属性別移動時間帯、移動手段別移動時間帯、目的別移動時間帯

###### ・公共交通に対する意識調査

公共交通の必要性/適切な投資額/家族送迎や自動車移動からの転換意向 等

#### ⑤公共交通の利用状況分析

市全域を運行する公共交通の乗降データを分析し課題を抽出する。分析対象はバスに限らず、タクシーや鉄道、スクールバスや福祉輸送等、その他の輸送資源も一体として検討すること。市や事業者が保有している乗降データを活用することを基本とするが、必要に応じ乗り込み調査等を実施する。

また、地域間幹線及び高山市外へ運行している広域路線等の利用状況を把握し、広域路線のあり方についての検討も行う。

#### ⑥運行事業者に対するヒアリング

運行事業者に対してヒアリングを実施し、現在の運行上の課題などを把握する。ヒアリングは、実際運行している運転手及びマネジメント層の双方について実施する。

#### ⑦高山地域（のらマイカー、まちなみバス及び匠バス）の利用実態の把握

高山地域の重点的な路線再編の検討にむけて、現行路線が誰にどのように利用されているかを把握する利用実態調査を実施する。

対象路線：のらマイカー（東線、西線、南線、北線）、まちなみバス（左回り、右回り）、匠バス（東西線、南北線、飛騨の里線）

利用実態調査では、バスに調査票を留め置く他、WEBによる回答フォームの作成などを想定している。また、バス停ODの集計のため、各路線において3～4日程度の乗り込み調査を実施する。

#### ⑧クロスセクター効果の分析

市内を運行する公共交通等に対してクロスセクター効果（公共交通が運行することにより抑制されている行政コスト）を算出することにより、利用者数や運行収支に加え多様な視点から路線を評価し、運行内容を検討する。

#### ⑨課題の整理と路線再編案の取りまとめ

①～⑧で実施した高山市の特性と公共交通の現状及び各種調査等の結果を踏まえ、公共交通の課題を整理する。鉄道やタクシー、スクールバスや福祉輸送等、その他の輸送資源を一体として活用することを検討すること。さらに、効率的かつ利便性の高い交通体系や将来の人口減少に対応するための考え方、路線の再編案を具体的に取りまとめる。

### (2) 地域公共交通計画の策定支援

#### ①計画書の執筆支援

現状の整理、分析から高山市の地域公共交通の役割、目指すべき交通ネットワークの姿を設定し、その実現に向けた整備・確保・維持の基本方針、交通モード間の役割分担、目標値および施策の検討を行い地域公共交通計画として取り纏めるための支援を行う。

高山市では、地域公共交通計画の策定後、地域公共交通利便増進実施計画の策定を予定して

いる。本業務において策定する地域公共交通計画は、利便増進実施計画の策定に対応できるものとし、特にエリア一括協定運行の締結を視野に入れた提案を行うこと。

#### ②周辺自治体との調整

地域間幹線など行政界をまたぐ路線については関係する自治体と適切に協議・調整、相手方自治体の法定協議会での説明等を行い、その路線の改善案の提案を行う。

#### ③中部運輸局等との調整

中部運輸局等と計画内容を協議する場において、資料の作成、説明、協議結果の計画内容への反映を行う。協議は3回程度を予定している。

#### ④交通事業者との調整

民間交通事業者が運行する路線で再編が必要なものについて、民間事業者と調整のうえ、地域公共交通計画に組み込むものとする。

#### (3) 高山市公共交通活性化協議会の運営支援

高山市公共交通活性化協議会に提出する資料作成および必要に応じて資料の説明補助を行う。協議会は3回程度とする

#### (4) パブリックコメントへの対応支援

計画案に対するパブリックコメントに対する回答、計画への反映内容等の支援を行う。

#### (5) 国との対応支援

中部運輸局との調整、指摘事項等の計画への反映を支援するほか地域公共交通計画策定の手引きなどにに基づき計画書の改編などの支援を行う。

#### (6) 打合せ及び記録

常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、必要な資料を作成のうえ、十分な打ち合わせを行うとともに、業務の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。また、協議会や幹事会、打合せ等を行った際、必ず議事録を作成し、速やかに提示するものとする。

### 6. 成果品

ア. 本計画（計画書）の印刷製本5部

イ. 本計画（概要版）の印刷製本5部

ウ. 計画書等電子データ（Microsoft社製Word・Excel・PowerPoint版、PDF版）DVD-ROM 1枚

※各種調査結果の電子データ一式を含む

## 7. 留意事項

### (1) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」による。

### (2) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (3) 資料の貸与

本業務の実施にあたり、協議会は受託者に対し、作業に必要な協議会もしくは高山市で作成又は保有している各種計画等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損がないように十分注意して取り扱い、本業務の完了後は、速やかに協議会もしくは高山市に返却しなければならない。

貸与資料については、協議会の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

### (4) 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

### (5) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含めすべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他への公表をしてはならない。

### (6) 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は協議会事務局（高山市都市政策部都市計画課）とする。

### (7) その他

本仕様書の取り扱い、又はその内容について疑義が生じた場合、協議会事務局の指示によるものとする。

本業務委託契約終了後においても、相互の信頼関係に基づき、必要に応じて調査内容に関する助言等支援を行うものとする。